

「線閉受付支援システム」の導入 に関する緊急申し入れ 団体交渉を行う！

1. 「線閉受付支援システム」の導入にあたっては、組合員およびP社社員の不安解消と、取扱い誤り防止のための教育・訓練を確実に進めてから施策を実施すること。なお、実施時期までの教育・訓練が困難な場合は、実施を延期すること。

(回答) 線閉受付支援システムの導入にあたっては、関係社員・P社社員に対して適切な教育を実施しているところである。

(組合) 現場からは多数の不安の声が寄せられている。教育・訓練をしっかりと行い、システムをよく理解したうえで取り扱うこと。

(会社) 現場からの問合せには個々に回答しており不安はない。P社を含め、教育はほぼ終了。インフルエンザ、雪害、強風等で教育を受けられなかった社員にもフォローしていく。

(組合) 指令では、一度に訓練できる人数が少ない。フォローすること。

(会社) 着手・終了の訓練は1日で理解できる。シンプルな操作であり、実機に加えて資料でフォローできる。

(組合) 地本への問合せがかなり多い。今後は教育・訓練スケジュールに余裕を持つこと。

(会社) しっかりと余裕を持つように、より一層行っていく。

(組合) 他地本では早くから議論を重ね、余裕のある中でシステム導入日の2月1日を迎える。千葉もそのようにすべきであった。

(会社) 十分な期間を確保し、事前に準備して万全に行っていく。現場の声に真摯に答えるとともに、問合せ窓口として、基本は「支社の主管部」、緊急時は「指令」に確認してもらい、ヒューマンエラーを防いでいく。

関係する全組合員にしっかりと教育して不安を解消すること、今後は教育スケジュールに余裕を持つことを確認！

2. 「線閉受付支援システム」および「ブロック作時帯」の導入により、信号社員の負担増が見込まれることから、対策を行うこと。

(回答) 線閉受付支援システムおよびブロック作時帯が導入された際には、線路閉鎖の計画や手続きは簡素化される。

(組合) 「ブロック」の導入によって、競合が増えることが懸念される。見解を明らかにすること。

(会社) 同じ「ブロック」内でも、作業場所・作業範囲が異なれば競合しない。ブロック全体に関わる線閉でなければ、個々に線閉をかけて良い。

(組合) 信号の引き試しはどのようにするのか明らかにすること。

(会社) 引き試しは、ブロック内の全作業が終了してから行う。どうしても競合を避けたい場合は指令に「競合不可」を申請する。3区調整会議でも議論する。

(組合) 影響範囲を明確にして、負担が生じないようにすること。

(会社) 件数やエリアの調整も、慣れれば以前の6割の時間で済みスムーズにいく。「システムを押さえるとブロック全体を押さえる」と認識されていた部分があるため、丁寧に現場に返していく。影響範囲を明確にして、負担が生じないようにする。

ブロックを導入後も、影響範囲を明確にして負担が生じないようにすることを確認！

3. システム導入に伴うルール変更が生じた場合も、計画された線閉および保守作業を実施できるよう、経過措置を設けること。

(回答) 線閉受付支援システムが導入された際において、線閉作業及び保守作業計画の基本的なルールには変更はない。

(組合) 津田沼信号技セ千葉MCでは、千葉駅構内の「連動装置取替」を「保守作業簿」で行っており、これまでは作業月の「前月の申し込み」だったが、今回、「前々月の申し込み」となった。そのことが信号社員に伝わらず、2月分の作業申し込みを1月に行おうとしたところ「2月分の作業はできない」となってしまった。混乱の原因と変更点を明らかにすること。

(会社) 千葉駅の工事では、東電所、東工所、技セの各工事の調整をし、互いに作業を入れてきた経緯がある。線閉受付支援システムの問題ではなく、千葉駅工事の作業調整の部分で課題があり、負担をかけているのは事実。四半期ベースで申込みを行っており「長期的に作業ができない」という状態は解消させる。2月にできない作業は他月に振るようにした。

(組合) 2月分の作業ができないため、3月に負担が増えるのではないか。

(会社) 競合調整は技セ内で苦勞する。軽減するために実態を受け止め調整する。特に他駅の連動更新で、しっかり対応する。

(組合) 駅清掃についてはどうか。

(会社) どのように安全を確保して取り組むのかをルールとして広めていく。

千葉駅構内での作業中止を教訓に、作業中止を繰り返さないよう対応することを確認！

4. 施策実施にあたっては「施策実施に関する確認メモ」および「新たな30年を展望する施策実施に向けた確認メモ」の趣旨に踏まえ、十分な労使協議と準備期間を設けること。

(回答) 労使双方がお互いに遵守すべきものであるとの協約の趣旨を認識したうえで、今後も環境変化に迅速に対応していく。なお、これまでも施策実施時には団体交渉等で真摯に議論しており、今後も引き続き同様に対応していく考えである。

(組合) 今回、(2月1日実施の施策に関わらず、地本への「説明」が実質1か月前の12月25日となっており)ギリギリである為、今後このようなことが無いように求める。他地方では早期に「説明」をしており、千葉でも3か月前には「説明」をすべきだ。

(会社) 内容が固まってから「説明」をした。安全を前提に、必ずしもとはならないが3ヶ月を基本とし、前広に対応していく。

地本-支社間の労使間の窓口で、支社による「説明」を前広に行っていくことを確認！

導入以降は検証を行い、問題点を地本および工務部会までお知らせ下さい！